意見書

平成23年10月12日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりゃくしゃちょう たなか たかし代表取締役社長 田中 孝司

連絡先 TEL:

FAX:

メールアトレス

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。 (文中では敬称を省略しております。)

1. 総論

活用業務制度の根本的問題は、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったという点にあり、同制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであることから、直ちに廃止すべきと考えます。

「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(以下、「現行ガイドライン」)においては、公正競争を確保するための7つのパラメータが活用業務の認可要件として規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件を網羅しているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認可されてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西のシェアは上昇する一方で競争が後退しており、NTTグループが独占に回帰している状況となっています。これにより、中長期的に見ると料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となりかねません。

そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになります。これによって、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。

それでも活用業務制度を継続するのであれば、最低限の対応として、届出制への移行後も省令・ガイドラインにおいて競争事業者等の意見を反映する公の場を設ける等を規定するとともに、当該意見に対して総務省は速やかに考え方を公表すべきです。また、機能分離の厳格な運用による同等性の確保や法改正等によるNTTのグループドミナンス排除の実効性担保により公正競争環境を確保した上で、総務省は活用業務制度を慎重に運用すべきと考えます。

また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入は、放送業と同様に明確な禁止事項として省令・ガイドラインに追加すべきと考えます。併せて、公正競争環境の確保のためにはグループドミナンスを排除することが極めて重要であるため、直ちに、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を見直して禁止行為規制を強化するとともに、特定関係事業者にNTTドコモを追加すべきと考えます。

上記対応を実施した上で、その実効性確保の状況を検証して適正性・有効性を判断しなければ、公正な競争環境が担保されるものではないと考えます。その上で、3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。

2. 各項目に関する意見

<インターネット等による公表について>

省令案第2条の3において「総務大臣は、前三条の届出書を受理した場合は、当該届出書に記載された事項(中略)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。」とあるとおり、活用業務が認可制から届出制になっても当該内容が対外公表されることは非常に有益と考えます。しかしながら、省令案どおりに業務開始30日前(目的達成業務は7日前)に届出ることとなった場合、公正競争環境に与える影響がどの程度なのか競争事業者等が把握することが非常に困難になるため、現行の申請から認可までの期間(平均約73日)に準じた十分な期間を設けるべきです。

また、少なくとも総務省は、NTT東・西から届出書を受理した際には、総務省HP等を活用して即日当該業務の内容を公表すべきと考えます。

<届出内容の厳格な事前チェック及び競争事業者等による意見について>

「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」(以下、「改正ガイドライン案」)においては 「競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障がない範囲内で営まれていないことについての指摘や事例の提示がなされ(後略)」と、公表 された活用業務の内容に対する競争事業者等からの意見や指摘を受付ける旨の記載があるものの、認可制における意見募集では確保されていた競争事業者等が公式に意見を主張する場が、届出制では存在しません。

また、NTT東・西が活用業務として軽微なものから或いは五月雨式に(※)届出を行い、一度活用業務が開始されユーザが加入すると、公正競争上問題があったとしても、ユーザの利便性を考慮すると当該活用業務を廃止することが困難になることが想定され、NTT東・西の業務範囲がなし崩し的に拡大していくおそれがあります。

そのため、総務省においては、公正競争確保及び客観性・透明性確保の観点から認可制と同様に公式に競争事業者等が意見を主張できる場を設け、当該意見を踏まえた事前チェックを厳格に実施するとともに競争事業者等の意見に対する考え方及び届出内容の是非の理由を速やかに示すべきであり、その結果、公正競争上問題がある場合は業務開始の中止といった措置を直ちに講じるべきと考えます。

(※)過去、I P電話サービスの県間伝送等に係る料金設定について、まず、法人向け I P電話サービス(H 1 5. 1 0)が認可され、その後、集合住宅向け I P電話サービス(H 1 6. 7)、戸建向け I P電話サービス(H 1 7. 1)が立て続けに認可され、I P電話サービス(ひかり電話)は公正競争上影響が大きいサービスとなるに至り、指定電気通信役務とされた。

<地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に関する検証について>

活用業務の実施状況や、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信業務の公正な競争の確保に支障がない範囲内か否かの検証については、機能分離・子会社監督規制における報告内容の検証と同様に、これまで認可されてきた活用業務も含め公正競争上問題がないか厳格に実施すべきです。

具体的な方法として競争セーフガード制度の枠組みの中で有効性・適正性を検証することとなっていますが、これまで同制度において、例えば116窓口における活用業務であるフレッツ勧誘について、毎年競争事業者から指摘がなされているところですが、何ら改善がなされていません。これは、活用業務における公正競争を確保するための7つのパラメータの1つである「営業面でのファイアーウォール」の実効性が確保されていないことに加え、同制度での検証が不十分であることの証左と言っても過

言ではありません。また、同制度は一年をサイクルとして検証を行うものであるため、活用業務が開始 された後、公正競争上問題があった場合にも拘わらず一年近く放置される可能性も否めません。

そのため、総務省においては同制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すとともに同制度による検証だけではなく、少なくとも四半期毎に公正競争上問題があるか否かを客観的かつ厳格に検証し、その結果を公表すべきです。

また、NTT東・西は総務省に対し活用業務の実施状況を報告しているものの、全て「適切に実施している」との内容となっていることから、報告内容についてどのようにチェックしたのか、どういった措置を講じるのかといったPDCAサイクルをいかに回しているのかを明確に示すべきと考えます。そして、公正競争上支障のおそれがある場合は、直ちに当該活用業務の停止等の措置を講じることが必要と考えます。

<改正ガイドライン案について>

本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、移動体事業や ISP事業への参入は、公正競争上支障があることは明白であることから、放送業と同様に明確な禁止事項と して省令・ガイドラインに追加すべきと考えます。

また、現行ガイドラインの別紙2に「今後想定される具体的な業務に関する基本的な考え方」として記載されているFMCサービス等に関する公正な競争を確保するために必要な措置は削除されていますが、同内容は少なくとも継続すべきです。むしろ、同内容だけでは明らかに不十分なものであるため改正ガイドラインにおける運用では内容を強化すべきです。さらに、公正な競争を確保するための必要な措置(7つのパラメータ)を、競争セーフガード制度で指摘されているグループドミナンスに関する事例等も踏まえ、より厳格なものに見直すべきと考えます。

具体的な事例として、NTTファイナンスを活用したグループー括請求によって、NTT東・西が公社時代から継承したリソース(加入電話の顧客情報等)をNTTグループ他社に活用させ、NTTドコモやNTTコム等の兄弟会社まで取り込んで、NTT東・西のみならずNTTグループ全体の市場支配力を拡大していることが挙げられます。このような行為は、本来活用業務として提供すべきところをグループ会社を介して脱法的に行うものであり、公正な競争の確保に重大な支障があるため、直ちに禁止すべきです。

なお、本来活用業務として提供すべきものを、目的達成業務として届出ることによって、公正競争を確保する措置が取られないまま、より迅速に提供を開始できるようになることも懸念されるため、総務省は、届出内容について厳格な検証を行った上で総務省の考え方を公表する等、慎重な運用をすべきと考えます。

以上